



《飼養衛生管理の徹底をお願いします》

先に、北米を中心に感染が広がっている新型インフルエンザの発生に伴い、養豚農場などに対する立入制限など飼養衛生管理の徹底について家畜衛生情報などでお知らせし、厳重な警戒をお願いしているところです。

こうした情勢の中、今般、国内においても新型インフルエンザの感染事例が確認されたことから、本疾病のまん延防止に万全を期すため、当面、下記の事項の徹底をお願いします。

1 豚への新型インフルエンザの感染を防止するため、農場の管理者は、インフルエンザ様疾患を呈している又は新型インフルエンザ発生国等への渡航後間もない従業員や関係者(家族、飼料運搬業者、薬品納入業者、獣医師等)は農場へ立入らせないようにするとともに、ヒト、車両の立入等に関する記録を保持すること

2 農場の従業員や関係者は、農場への立入りに際して、日頃から実施している手袋、作業靴、作業衣等の着用に加え、入退出場時の消毒を励行すること

3 獣医師は、インフルエンザ感染の疑いがある豚を診察する際には、マスク、手袋等の感染防御措置を講じるとともに、他の養豚農場を訪れる際には器具等の消毒、着衣の交換等の感染拡大防止のための対策を講じること、また、訪問した農場に関する記録を保持すること

飛騨家畜保健衛生所

高山市上岡本町7-468

TEL(0577)33-1111 FAX 32-9019

E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

